

実質化された人・農地プラン

〔 注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
安曇野市	豊科地区（新田集落・成相集落・本村集落・吉野集落・下鳥羽集落・上鳥羽集落）	令和3年3月29日	令和7年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	352ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	275ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	71ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	50ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受け意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

水田地帯である豊科地域は、中心的経営体が多く農地の引き受け手がいるため、新たな担い手の確保はそれほど緊急性はない。一部ほ場整備未実施地区があり耕作条件の悪い場所がある。 下鳥羽地区については、作業の効率化を図るため担い手への農地集約が必要である。
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

成相・新田集落の農用地は、中心経営体である認定農業者1名と集落営農法人が担っていく。
旧本村集落の農用地は、中心経営体である認定農業者1名と集落営農組織が担っていく。
吉野集落の農用地は、中心経営体である土地利用型認定農業者4名が担っていく。
下鳥羽集落の農用地は、近隣集落（上鳥羽・吉野）との境もないことから、他地域の中心経営体である認定農業者が担っていく。
上鳥羽集落の農用地は、中心経営体である認定農業者3名が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付意向の農地は、地域の中心的経営体に転貸していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。